

第二十一回国会 院 予 算 委 員 会 第 七 分 科 会 議 録 (経済産業省所管) 第一号

本分科会は令和二年二月二十日(木曜日)委員会において、設置することに決した。

二月二十一日

本分科員は委員長の指名で、次のとおり選任された。

神山 佐市君 古屋 圭司君
山際大志郎君 山本 幸三君
大串 博志君 玄葉光一郎君
藤野 保史君

二月二十一日
山際大志郎君が委員長の指名で、主査に選任された。

令和二年二月二十五日(火曜日)

午前八時開議

出席分科員

主査 山際大志郎君

勝俣 孝明君

神山 佐市君

古屋 圭司君

務台 俊介君

山本 幸三君

浅野 哲君

大串 博志君

齊木 武志君

藤野 保史君

秋本 真利君

兼務 細田 健一君

兼務 白石 洋一君

兼務 伊佐 進一君

兼務 森 夏枝君

経済産業大臣

経済産業副大臣

経済産業副大臣

経済産業副大臣

神谷 昇君

船橋 利実君

本田 太郎君

宗清 皇一君

阿久津幸彦君

伊藤 俊輔君

玄葉光一郎君

山本和嘉子君

鬼木 誠君

小熊 慎司君

緑川 貴土君

太田 昌孝君

梶山 弘志君

牧原 秀樹君

松本 洋平君

経済産業大臣政務官

宮本 周司君

経済産業大臣政務官

中野 洋昌君

国土交通大臣政務官

和田 政宗君

政府特別補佐人

更田 豊志君

(原子力規制委員会委員長)

榎本健太郎君

政府参考人

榎本健太郎君

(内閣府全世代型社会保障検討室次長)

黒田 岳士君

政府参考人

村山 裕君

(内閣府大臣官房審議官)

米澤 俊介君

政府参考人

伊藤 豊君

(内閣府大臣官房審議官)

坂田 進君

政府参考人

佐藤啓太郎君

(金融庁総合政策局審議官)

谷 史郎君

政府参考人

田原 康生君

(消費者庁審議官)

大鷹 正人君

政府参考人

田中 誠二君

(総務省大臣官房審議官)

山田 雅彦君

政府参考人

奈尾 基弘君

(総務省総合通信基盤局電波部長)

則惠君

政府参考人

八神 敦雄君

(厚生労働省大臣官房審議官)

藤澤 勝博君

政府参考人

前島 明成君

(厚生労働省雇用環境・均等局長)

小澤 典明君

政府参考人

藤木 俊光君

(林野庁林政部長)

新川 達也君

政府参考人

河西 康之君

(経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官)

小澤 典明君

政府参考人

藤木 俊光君

(経済産業省大臣官房商務・サービス審議官)

新川 達也君

政府参考人

新川 達也君

(経済産業省大臣官房原子力事故災害対処審議官)

河西 康之君

政府参考人

河内 裕彦君

(経済産業省大臣官房審議官)

矢作 友良君

政府参考人

春日原大樹君

(経済産業省大臣官房審議官)

上田 洋二君

政府参考人

大内 聡君

(経済産業省大臣官房審議官)

小笠原陽一君

政府参考人

島田 勘資君

政府参考人

広瀬 直君

(経済産業省通商政策局長)

黒田淳一郎君

政府参考人

飯田 祐二君

(経済産業省通商政策局通商機構部長)

西山 圭太君

政府参考人

江崎 禎英君

(経済産業省産業技術環境局長)

松山 泰浩君

政府参考人

村瀬 佳史君

(経済産業省商務情報政策局商務・サービス政策統括調整官)

南 亮君

政府参考人

村瀬 佳史君

(資源エネルギー庁省エネルギー部)

松山 泰浩君

政府参考人

南 亮君

(資源エネルギー庁電力・ガス事業部長)

西垣 淳子君

政府参考人

前田 泰宏君

(特許庁審査業務部長)

奈須野 太君

政府参考人

渡邊 政嘉君

(中小企業庁事業環境部長)

淡野 博久君

政府参考人

渡邊 政嘉君

(中小企業庁経営支援部長)

福田 守雄君

政府参考人

福田 守雄君

うことで、感謝申し上げます。
あともう三点ばかり、ちよつと具体的な話を聞きます。

車なんです、被災直後に水没した車両を引き取ってもらって、海外に輸出されたケースがあるんです。この場合、これは輸出抹消というふうになるため、これは永久抹消じゃないとだめよという話があるんですね。ただ、海外に輸出されたものについて、再度の永久抹消手続、これはほぼ不可能だろうと。そういう意味では、抹消手続という意味では輸出抹消も何とか、車についての支援の対象となるように要件の緩和はできないのか、これについても伺いたいと思います。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。
被災した業務用車両の復旧に当たって、修繕可能な場合には修繕に係る経費についてグループ補助金の補助対象とする一方、修理不能の証明及び永久抹消登録の確認ができれば入れかえに係る費用を補助対象としているところでございます。

また、永久抹消登録を確認できる書類が取得できない場合があるということも承知してございます。こうした場合につきましては、乗用車として使用できないことを他の方法により証明できる方法がないか等について、個別の事案に即して検討してまいります。

○太田(昌)分科員 ぜひ、使用できないその他の理由の中に輸出抹消を入れていただきますように、ぜひともこれはよろしく願います。

すぐに廃棄して、これは本人の責任じゃないんですよね。結果としてわからないし、もう一回取り寄せて抹消するというのは事実上不可能な話です、たしか、たてつけの中でも抹消となつていたと思うんです。一時抹消でしたっけ、これだとさすがに無理だと思えますけれども、もう一回復帰できる可能性がありますのでね。だけれども、輸出抹消は実質上はこれはもう永久抹消とほぼ同じ、同義だと思いますので、ぜひ柔軟な対応をよろしく願います。

あと、現在の補助対象に貸家業、アパート経営が入っていないんです。店舗等の賃貸業、これは対象になっている。その貸したところで例えば工場をやっているという場合は対象になっていない。これはやはりちよつと理屈としてはなかなか、私とすると合わないかなと思うのですが、こうしたアパート経営、高齢の方が結構、なりわいとして大切にしていた、そういう不動産所得があるわけですが、これについても御見解を伺いたいと思います。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。
グループ補助金は、被災企業が事業に使用する施設、設備の復旧に要する経費を対象とすることを原則とさせていただきます。この点、住居用アパートの場合には、借り主は事業用途ではなく居住用として使用するものであるため、補助の対象とするのは難しいと考えてございます。先ほど申し上げましたグループ補助金の趣旨を踏まえつつ考えていくことが重要であると考えてございます。

○太田(昌)分科員 なかなかこれは、ちよつと厳しい回答をいただいていますけれども、ただ、被災地、とりわけ私の地元長野市において被災した地域というのは、本当に高齢率が高い、子供たちも出ていってしまったような地域なんです。アパートなんかやはり再建してもらわないと人が帰ってこないというような地域もあるんです。

事業かどうかという話になってくれば、やはり、そこでなりわいを得ている以上は、そこで事業を行うというよりは生活の場ではありますが、それによつていわゆるのりを得ているというような方はやはりいらつしやるわけですから、これについては何とか対象としていただきたい。これは、再度再度、何度言っても回答としてはちよつと変わるかわかりませんが、この場ではここまでにしておきますけれども、ぜひこれは再度

の要望とさせていただきますというふうに思います。最後に、大手リース会社から機材を賃借しているケースがあるんですね。この場合、破損した設備については借り主である被災企業が修繕しなければならぬというケースがございまして、ですが、その場合に、対象のリース会社もそのグループの中に入っていたら問題ないわけですが、リース会社が入っていないというケースがございまして、いままでも、理解を得られずに被災企業が補助を受けられないというケースがございまして、いわゆるリース会社がグループに入っていないだけでその機材を修繕をしなければならぬという状況がございまして。

これについては、どうか、これは地元のリース会社は当然率先して入っていただくわけですが、でも、大手です、大手に関して、具体的には申し上げませんが、大手リース会社がなかなか理解をいただけない。こうした関連業界に対して、被災事業者の支援について理解をいただき、協力いただけるように、これは格段の要請をしていただきたいというふうに思うわけでございます。この点についてお伺いしたいと思います。

○渡邊政府参考人 お答えいたします。
被災事業者がグループ補助金を活用し、設備等を復旧しようとする際に、リース会社から補助金を申請の協力を取り付けることが難しい場合もあることは承知しております。

現在、こうした事案に悩む事業者に対して、個々の事業者の状況の把握を行っているところであり、どのような対応が可能であるか、具体的な検討を行っているところでございます。

その上で、御指摘の点につきましては、グループ補助金をともに実施している県と協力し、グループ補助金の公募や交付決定を進めていく中で、リース会社の協力を取り付けることが困難な事例がないか確認し、このような事例が多く確認された場合には、必要に応じて対応を検討してまいります。

○太田(昌)分科員 ありがとうございます。
経産省、中小企業庁のこうした被災地に対しての温かい支援、今も地元に残りついで寄り添い型の支援、まさに目的どおりやっていたこと、ことに感謝を申し上げて、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○山際主査 これにて太田昌孝君の質疑は終了いたしました。

次に、浅野哲君。

○浅野分科員 おはようございます。国民民主党の浅野哲でございます。本日はよろしくお願いたします。

きょうは大きく三つのパートで質問をさせていただきます。最初に、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者への支援について、何点か質問を準備させていただきます。よろしくお願いたします。

この新型コロナウイルス、政府の皆様も御承知のとおり、今、中国では大変多くの方々が感染をしておりますし、また、世界的にも感染者が拡大をしつつある状況にあります。そんな中で、我が国日本の産業界、産業を営む事業者の方々の中にも中国には多く事業所を置いている会社が多くございますが、当然ながら、中国本土、そして日本国内の各工場、一つの製品あるいはサービスをサプライチェーンとしてつないで生産をしているわけでありませうけれども、そのあたりの、ま、今、どういった影響が日本の企業に対してこの新型コロナウイルスの関係で発生をしているのか、現在、政府が認識をしている影響の中身について、御答弁をいただきたいと思っております。

もし可能であれば、この影響がどの程度の規模に及んでいるのか、わかる範囲で御答弁をいただければと思いますので、よろしくお願いたします。

〔主査退席、神山主査代理着席〕

○神山国務大臣 現在、経済産業省では、ジェト

ロヤ企業、地方経済産業局、中小企業団体等から多方面に情報収集を行っており、現地の生の声を最大限吸い上げているところであります。

今、委員からお話ありましたように、中国に現地の工場を持っている企業は数多くあります。そういった中で、それぞれの地方政府の許可がない限り再開ができないということがございます。さらにまた、その従業員が春節等で戻ってこない、また、通勤ができないというような点もございいます。さらに、完成車、例えば車をつくる場合には部品も調達をしなければならぬということ、サプライチェーンがどうなっているか、地域をまたぐ場合には、更にそういう物流の問題もあるかと思っております。

さらにまた、最終的には物流ということで、完成したものを輸出する、また、中国内の別なところに運ぶということも含めて、いろいろ支障が出ていることもあるということで、それらが日本に對してどのような影響を与えるかということも含めて、今、個別の企業と連携をしながら、またさらに、ジェット口等とも連携をしながら調査をしているところでありまして、中小企業におきましては、特に資金面、資金繰りの影響が出てきているということもありますので、そういったものに対して、セーフティネットの保証、セーフティネットの融資ということで対応していくということと準備を整えたところでもあります。

さらにまた、国内に関しては、これは観光業、インバウンドが、団体旅行がビザが出ないということもありますので、こういった観光業に關して、地方の、地域の中小企業団体を通じてどのような形になっているのか、どのような状況になっているのか、まさにここは資金繰りの問題でありますから、しっかりと見きわめた上で機動的に対応をしてまいりたいと考えております。

○浅野分科員 ありがとうございます。
今回の新型コロナウイルス対策に關して経産省の方で取りまとめた支援策の中には、セーフティネット保証四号及び五号などで対応した徹

底的な資金繰りの支援というのが盛り込まれております。その規模は五千億円というふうに聞き及んでおりますけれども、今、大臣がおっしゃったように、海外のジェット口ですとか海外の現地商工会、あるいは国内のさまざまな業界団体や各事業者からの情報収集というのは今行っているという状況だと思っておりますが、この資金繰り、先ほど中小企業から資金繰りが大変多く要望が上がっているということでありまして、私が事前に事務方から聞いた話によれば、相談内容の九割が資金繰りの相談だということに聞いております。

そこで、この五千億円という規模の妥当性については、過去のリーマン・ショックですとか、さまざまな自然災害の対応の実績から算出をしたものだというふうには私は伺っているんですけども、ぜひ、機動的なという言葉をお使いになられたんですが、現在起こっている事業者からのさまざまな情報をもとに、この支援の内容、規模といったものについても、逐次精査をして柔軟な対応をしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、ウイルスが国内でも感染が広がっております。そして、ダイヤモンド・プリンセス号から下船をした方の中でも発症した方が発生し始めているということ、これは、かかっているか、かかっていないかの検査というのが、今、重要な局面を迎えていると思っております。

以前、産総研が開発したウイルス検出機器を改良して新型コロナウイルスにも対応させるような取組を行っていると聞いてございまして、今、この対応状況について、少し詳細な御説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。
産総研が開発いたしました迅速にウイルスを検出できる機器ということでございます。現在、新型コロナウイルスの検査に使えるようにするための調整ということを関係者が連携して全力で取り組んでいるところでございます。

今の状況でございます。既にコロナウイルスの検出自体は可能となった状況でございますが、ただ、これを実際に現場で使用するためには、今使われている既存の検査方法と確実に同等の結果が出せるかどうかということを確認する必要があります。それから、検査スタッフの作業手順というものも確立しないとけません。こういった問題の解決に現在取り組んでいるところでございます。

まだ実用化の、配備の時期が決まっておりますけれども、今、関係者の間では、何とか三月中旬に実用化できないかということ、これを目指して、そして関係省庁である厚生労働省とも連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○浅野分科員 ありがとうございます。

今、三月中旬に使用を開始したいというふうに御答弁をいただきましたが、私の聞いたところによれば、この新しい検査手法がもし利用可能になれば、これまで五時間から六時間かかっていた検査時間が十五分から二十分程度まで短縮されるということ、かなり検査のスピードが上がるといふふうに思います。

その一方で、きのう、きょうの報道でも出ておりますが、感染拡大をとめられるかどうか、この一、二週間が非常に重要な期間になるという有識者の意見もあつたそうでございます。この新しい機器、三月中旬という、あと一カ月くらいの間で使い始められるようにということだと思いますけれども、今現場で起きているスピード感と皆様が見込んでおられる三月中旬というスピード感、やはり今の状況を考えれば、できる限り加速をしていただく必要があるのかなというふうに思いますので、経産省においても優先順位をしっかりと御検討いただいで、できましたら、三月中旬と言わず、もうでき次第すぐにでも、そして、完全に同等の結果が出るかどうかというのは、確かに百点満点をとりに行くのもわかりませんが、とにかく検出することが最優先だと思っておりますので、ぜひ、

そのあたりの迅速な利用開始に向けた経産省を挙げての取組をお願いしたいというふうに思っています。

続いている質問になりますが、次は、マスクの話をお聞きしたいと思っております。
皆さんの御地元でも同じような声がかかっていると思うんですが、とにかく今、国民の皆様が生活現場にマスクがありません。なかなか手に入らない。

私も、この週末に地元に戻っているいろいろな方々の声を聞いてきましたら、特に小さなお子さんを持つている御家庭ですとか、あるいは持病を抱えている方々、特に高齢者の方々はマスクを必要としております。花粉症、インフルエンザ、いろいろな病気がこの季節にははやるものから、例年、確実に確保しないと健康が維持できるか不安だという声が多くありました。中には、毎日いろいろな薬局を回ってマスクを探している方もいたわけですが、とにかく国には、今増産体制も整いつつあるようですが、少しでも、少しでも早く国民の皆様がマスクを供給できるように形を整えていただきたいということでありまして。

そこで、質問は、現在のマスクの生産設備の補強の状況、今後の市場供給の見通しについて、政府の御答弁をいただきたいと思っております。

○藤木政府参考人 お答え申し上げます。
御指摘のように、マスクについては、国内の品薄状況が継続しております。私どもとしては、供給側と需要側両方の対策をしっかりとついでいくことが重要だと考えております。

御質問にございました供給側の取組に關しましては、マスク生産事業者の増産努力ということをお願いしているところでございまして、現在、例年以上の枚数、毎週一億枚以上は供給できるといふ見通しが立つたところでありますが、一方で、これも御案内のとおり、マスクは海外からの輸入が大きなシェアを占めてございます。これが停滞する中で、もう一段のマスクの供給増を速やかに

実現する、このために予備費を活用いたしまして、補助金による設備投資の支援ということを行なうこととしております。既にこの補助金については、公募を開始したところでございます。

また、需要側の取組にしましては、厚生労働省と連携して、マスクの流通、販売を担う企業や業界団体に対して、一人当たりの販売量の制限を設けることにより、買占めを抑制すること、それから、分割納入等によって幅広く行き渡るような供給といったような要請を行ってきたところでございます。

こうした取組を通じまして、地方を含め、マスクを必要とする方に対して適切な供給がなされるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○浅野分科員 ありがとうございます。
増産体制を整えているという話はわかりましたが、国民の皆様が今不安なのは、一体どのくらいの量が必要で、今どのくらいの量が生産できて、そして海外からの輸入がどのような状況なのかというところが、なかなか全体像がつかめないわけですね。

御存じだとは思いますが、今のこの状況で、先ほど週一億枚プラス輸入分という話をされておりましたけれども、一体どれくらいの需要、量がマスクとして必要とされているのか、把握されている数値があれば、御答弁いただけますでしょうか。

○藤本政府参考人 お答え申し上げます。
これまでの経過を見ますと、平常時であれば、供給量は、大体、月間四億枚程度ということでございます。

特に、この春先、花粉等々のニーズもございまして、こういった時期には、こういった需要が膨れる時期であるというふう聞いてございまして、

はないかと思っております。私ども、毎週一億枚、更にこれ上積みすべく最大限の努力をしております。まいりたいと考えてございます。

○浅野分科員 例年だと四億枚ということですが、先ほどの答弁ですと週一億枚ということ、一月四週間で考えれば四億枚で、輸入した分だけ余裕ができるような状況だと思っておりますけれども、ただ、今のこの状況では、明らかに四億枚を大きく超える需要が国内にはあると思っております。国の方でも、そのあたりは必要量をしっかりと定めて、目標を定めて、それに対していかに近づけるかという手法でぜひこの取組を進めていただきたいというふうに思っております。

私がいろいろ聞いておりますと、半年は四億枚から五億枚、ただ、今の状況ですと九億枚から十億枚程度が必要なんじゃないかというふうな数字も聞いております。それを考えればまだまだマスクが必要なる状況だと思っております。国内生産の補強、プラス海外からの輸入、海外のメーカーも非常にフル稼働して大量生産を進めているというふうな聞いておりますけれども、そのあたりはぜひ今後、経産省としてもしっかりと情報を整理しながら進めていただきたいというふうに思います。

大臣の方から、もし一言あればお願いします。
○梶山国務大臣 今、通常の年の月間の需要の話がありましたが、これは、通常、流通の中でストックがあつて、こういう回転だと思っております。今、流通の中で、ストックがゼロ、在庫がないという中で、それを満たして、更にまた需要があるということになると思えますし、また、海外から来られた方が、日本で買求めることになる方もおいでになるということですから、その辺のところも含めてもう一度需要の精査というものをしてみたいと考えております。

○浅野分科員 ぜひよろしく願います。
国民の皆さんは、いつまで待てば手に入るようになるのかというのを、本日に、毎日毎日町を移動しながら考えていらっしゃる方が全国にたくさんいらっしゃると思いますので、国民の皆様の不安を払拭するために、経産省の皆さんのこの取組が本当に重要だと思っておりますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

では、次の質問に移りたいと思っておりますが、先日、自動車業界の団体及び経産省から、新型コロナウイルス対策検討自動車協議会というものが発足、設置をしたというプレスリリースがございました。この自動車業界、中国の湖北省にもたくさん工場が設置されておりますし、今、特にメディアでも取り上げられることの多い分野であるので、すけれども、この新型コロナウイルス対策検討自動車協議会、一体どういう目的で、どういう取組をこれからしていくのか、政府の御答弁をいただけますでしょうか。

○春日原政府参考人 お答え申し上げます。
御質問の新型コロナウイルス対策検討自動車協議会は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴います日本の自動車サプライチェーンへの今後の影響拡大の可能性に備えまして、対応に万全を期す観点から、業界の迅速な情報共有や必要な対応策を検討するために立ち上げたものでございます。

今回の協議会のもとで、自動車メーカーや部品メーカーと一体となりまして、迅速な状況把握に努めるとともに、影響緩和に向けた対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○浅野分科員 ありがとうございます。
私自身は、今回の協議会の設置というのを非常に評価しております。やはり、業界とあるいは政府と、そして中国と国内と地域をまたいだ情報共有、今どこで何が起きているのかということと共有、今どこで何が起きているのかというところをまず把握することは対応策を考える上での最低限必要な体制だと思いますので、望ましくは、自動車業界に限らずさまざまな分野がこうした取組をしていただくのがいいのかなというふうに思っております。

とりわけ、この自動車業界は、政府、経産省の方でも把握しているのとおり、中国湖北省に大変たくさんの方々の工場を持っております。今、中国政府の指示で工場の再開ができていない状況だということ

とで、中国の対応に全力を挙げているところだというふうに思います。

その一方で、中国でつくったものを国内に持つてこないと生産活動ができない、国内で待機している方々もたくさんいらっしゃいます。こういう人たちが、こういう事業者の方々が、今回の件でやむを得ず休業せざるを得ない場合も出てきております。

こうした部分について政府も何らかの支援をしていかなきゃいけないだろうということで、冒頭触れさせていただきましたようにセーフティネット四号及び五号の適用等もあるんですけれども、休業の雇用調整助成金、これは厚労省の管轄になるんですが、雇用調整助成金の例外特例の適用も含めて、ぜひ検討していただきたいというのがお願いでございます。

今、なぜか、インバウンド、観光業とかサービス産業のみを対象にしてこの特例を認めているということなので、きょうは、ちょっと厚労省には来ていただいておりませんが、経産省の方からも、厚労省としっかりと連携をとっていただいて、サービス産業以外に、こういう製造業分野も今日見えて明らかかな影響が及んでおりますので、ぜひ今後対応を御検討いただければということでございます。

あと、また、ここは事務方でもいいので答弁をいただければと思うんですが、自動車産業以外に最近出てきているのが、イベントの中止、延期によって、いわゆる出演をされる予定の方ですとか、イベントを運営する業者の方々というのがある。経産省の事務方に聞きましたら、まだそこに対して明確な対応はしていないということだったので、ちょっと私が聞いてるところですと、キャンセルとか延期によってこうむった損害をしっかりと支払ってもらえるかどうか、その部分、大変大きな不安として業界内にはあるところでございます。

キャンセル規定の遵守等、公正な取引の実施に

に向けて、経産省として今後何らかの対応をする予定があるかどうか。もし答弁可能であればお願いしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○梶山国務大臣 企業の資金繰りに関することでありますので、しっかりと対応していくということと、あとは、企業間の契約がしっかりと結ばれているかどうか、これは公取の部分にもなるでしょうけれども、そういったものの遵守も含めて、大きい者から小さい者への圧力等がないように、しっかりと私も監視をしております。

○浅野分科員 ぜひよろしくお願いたします。続いて、きょうは国交省の方にも来ていただきたい、物流のお話をさせていただきたいと思っております。

私の地元茨城県、私が住んでいるのは日立市という場所なんですけれども、梶山大臣のすぐ隣の地域になります。大変南北に細長い地形をしておりまして、人の移動、物の移動もその縦の軸に従って行われております。大変な渋滞、慢性的な渋滞の状況になってございまして、経済活動の活性化にはやはりこの緩和が不可欠な状況です。人の体に例えると、道路というのは血管のようなもので、しっかりと血がめぐっていないと健康が維持できません。ですから、渋滞の緩和というのは非常に重要な政策課題だと思っております。私の地元には国道六号線というのが通っております。ここは、複数箇所幅を広げたり渋滞緩和をする事業を行っているんですが、なかなか前に進んでいないんですね。

梶山大臣の御地元でも大変渋滞に苦勞されている方がたくさんいらっしゃると思っておりますけれども、今の事業の状況について答弁をいただきたいというふうに思います。

○長橋政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のように、日立市内の国道六号では、工場周辺や高速道路のインターチェンジ周辺におきまして、朝夕の通勤ピーク時間帯を中心に慢性的な渋滞が発生しているところでござい

このため、国土交通省といたしましては、委員からも御指摘ありましたが、バイパスの整備や道路の拡幅の事業を現在実施しているところでございます。

具体的には、日立バイパスの二期事業では、日立市内の交通混雑の緩和、交通安全確保などを目的として、延長三キロのバイパス事業を実施してございますけれども、これは平成二十四年度から事業化しております。

今年度は、当初予算で約六億円を計上し、橋梁の設計、用地買収を実施しているところでございます。全体事業費二百四十億のうち、現在まで約二十億円の進捗となっております。来年度は引き続き設計、用地買収を推進していく予定としております。

また、大和町の拡幅事業でございますが、これも日立市内の交通混雑の緩和、常磐自動車道日立南太田インターチェンジへのアクセス向上などを目的とした、延長三・三キロの四車線化への拡幅事業でございます。これは平成十八年度から事業化してございます。

今年度は、当初予算約十四億円、補正予算で二億円を計上し、用地買収、改良工事を実施しているところでございます。全体事業費百二十一億のうち、現在まで約七十二億円の進捗となっております。来年度は引き続き用地買収、改良工事などを推進していく予定としております。

引き続き、御地元の御協力をいただきながら、日立市内の交通混雑の緩和に向けて、整備を推進してまいりたいと考えております。

○浅野分科員 ありがとうございます。

やはり、複数箇所、全国いろいろなところでそういう事業は行われておりますので、予算のバランスを考えながらというのは重々承知しておりますが、特に地形的にもうその軸しか動かないような部分については、渋滞の緩和のみならず、これが事故の軽減にもつながりますけれども、最近では、災害発生時の避難路の確保や、緊急輸送道路、あるいは救急医療等に不可欠な道路になって

おりますので、ぜひ今後とも継続的な対応をお願いしたいと思っております。

次の質問なんですが、次は道路整備から視点を変えて、特殊車両、大型車両の通行許可制度の見直しについて、一問質問させていただきたいと思

います。きょうの資料の資料二というところをごらんいただきましたんですが、今後、国交省の方で、これまで大型車両が荷物を運ぶ際に、こういう経路を通りますからここを通らせてくださいという許可を毎回とって運行しておりました。しかも、これまで、一経路ごとに許可をとらなければいけなかったということで、非常に手間がかかっていましたし、申請漏れも発生して、物流の円滑化にはなかなか課題の多かった制度でございましたが、今後、新しい制度の導入を検討していくということ、これからは、出発地と目的地を出せば、その間に通れる道路を全て許可を出せる、一括申請できるような仕組みになるということ、非常に効率が向上するのではないかと期待が膨らんでおります。

ちよつとここで心配なのは、今も、できたばかりの道路、あるいは、これからまとめてその地域を一括開発していくような場合に、そこにつなげていくような新規幹線道路というのでしょうか、こういうところだと、なかなか登録がされないというので、従前の申請方法でしかできませんというふうなことを以前言われたんですけども、ここをぜひ改善していけないのかということ、新しく導入する制度の際にはそういうところで、配慮できるものなのかどうか、できることならしていただきたいということなんですが、御答弁をいただければというふうに思います。

○和岡大臣政務官 お答えさせていただきます。

特殊車両の通行に関しましては、物流における大型車両のニーズの高まりに伴い、許可の申請件数が増加をし、審査に要する日数が長期化しているところ、このため、デジタル化の推進に

よって、幅員等の道路構造の情報が電子データ化されている道路をあらかじめ登録を受けた特殊車両が即時に通行できる制度を創設することとし、今国会に道路法等の一部を改正する法律案を提出したところでございます。

先生御指摘のとおり、新制度の効果をより発揮するためには道路構造の情報のデータの更新頻度を高めることが重要でございます。これまで更新は国が一年に一度まとめて行っておりましたが、今後は国及び地方公共団体がそれぞれシステム上で随時データの更新を行えるようにしてまいります。

○浅野分科員 ありがとうございます。

大型車両により物を運ぶという物流網は、日本の産業界にとって非常に大きな効果をもたらすものだと思います。ぜひ更新頻度を高めていただいで、新しい道路が、すぐに通行許可申請をとれるように、システム側の改良をぜひお願いしたいと思います。

時間が参りましたのできょうはここで質疑を終わらせていただきますが、ぜひ、新型コロナウイルス対策、経産省としても一丸となって取り組んでいただきたいということも申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○神山主査代理 これにて浅野哲君の質疑は終了いたしました。

次に、神谷昇君。

○神谷(昇)分科員 自民党の神谷昇でございます。

本日は、質問の機会を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。きょうは大臣にもお出しいただきまして、またひとつ後でよろしくお願いたします。

大臣、冒頭でございますが、今度、補正予算で中小企業対策を大幅に増額をさせていただきました。本当に心から厚く御礼を申し上げます。大阪は中小企業の町でございます。今後ともよろしくお願いたします。我が国は、七十五年前にアメリカと戦争をしま